

関西学連臨時幹事会議事録

12月22日（火）

文責：松田伸拓

経緯

この幹事会は平成27年度関西学連ミドルセレにおいて、関西学連の新推薦基準が未完成であったために選考作業に支障をきたしたことに関して、関西学連総会規約第12条¹の「緊急事項」として対応するために開催したものである。この幹事会での決定事項は当座の間臨時のものであるが、来年2月に開催予定の関西学連第5回総会において承認される見通しである。

インカレミドルのエントリー 마감切までの時間的猶予がなく、対面での議論の場を設定することが不可能であったため、LINE上で議論を行った。

尚、当該問題の詳しい経緯については別紙²を参照されたい。

出席者

松浦知佑（幹事長）、中村哲（副幹事）、松田伸拓（副幹事）、天野良樹（事務局長）、青島千映里（渉外部長）、矢野峻平（普及部長）、杉原美奈（広報部長）、佐藤恵那（会計部長）

欠席者

石野陽子（競技部長）

定義

新規約草案

関西学連第2回総会において全会一致で採択されたものの、正式文言化および日本学連への申請が行われなかったため未発効の状態にある新ミドルセレ推薦基準のことを指す。この草案は12月6日朝の時点で文言化され、加盟員に周知された。実際の議論においては様々な表現が用いられたが、参加者各位が同一のものを想定していることが幹事長によって確認されたため、議事録ではこの表現に統一する。

拡大解釈

¹ 関西学生オリエンテーリング連盟総会規則第12条（緊急事項）

緊急を要する場合は、総会の議決を得なければならない事項についても幹事会がこれに代わって決定することができる。この場合総会において承認を得られなければその効力を失う。

² 関西学連加盟員各位には既に諮問委員会が作成した文書が配布されている。また、関西学連としても後日この問題の経緯および処理について文書にて報告することを予定している。

「昨年度までの旧規約の選手権 A クラスを今年度インカレの選手権クラスと読み替えることで対応する」という諮問委員会の方針のこと。A エリート拡大解釈、旧基準なども同義である。

議案

ミドルセレ推薦規約の不備への対応について

今回の議論は旧基準拡大解釈という諮問委員会の方針を受け入れるか、関西学連の新規約草案に基づいた推薦の実施を求めるかを決定するためのものである。

関西学連では幹事会開催前に各加盟校渉外を通じて意見集約を行い、その結果、関西学連加盟校 4 校がすべて新規約草案の適用を望むという意志が示された。

松浦：ミドルセレ推薦規約に関して、幹事会の意思決定を行いたい。この案件に関しての意見、根拠、また質問などを発言してほしい。重要な問題であるので幹事全員の意見表明を求めたい。

矢野：、A エリート推薦の拡大解釈案では推薦の意味が薄くなってしまうため、新規約草案の適用が適切である。

松田：新規約草案を適用すべきである。加盟校へのアンケートで加盟 4 校すべてが新規約草案の適用を望んでいたということは、A エリート基準の拡大解釈という現状案に加盟員の大多数が不満を抱いているということであり、幹事会として重く受け止めるべきである。

杉原：新規約草案を適用すべきである。この規約は、学連の手続きミスで正式受理されていないとはいえ、その内容は 6 月総会の段階で全会一致で採択されたものであり、セレ運営における学連および加盟員の主体性を鑑みて新規約草案の適用が望ましいと考えられる。また A エリート拡大解釈では推薦の利点が失われてしまう。

佐藤：新規約草案を適用すべきである。旧規約は B エリートがあるときの規約であるので、B エリートがなくなった今回に旧規約を適応するのはふさわしくない。また、拡大解釈をすると推薦の意味がなくなってしまう

青島：新規約草案を適用すべきである。新規約草案は 6 月に総会で承認されており、現在に至るまで各校が適用に反対していないということは、関西学連の加盟員は新規約草案の適用に賛成していると解釈できる。

中村：新規約草案を臨時に適用するべきと考える。選手権 B が廃止された今、当時の推薦

規約を拡大解釈して行使するのは妥当とは言えず、(草案ではあるものの)6月の総会にて全加盟校の承認を得ている以上新規約草案の方が加盟員の希望にそった適切な選考を行うことができると考えられる。

天野：新規約草案の適用が望ましい。新規約草案は関西学連総会で既に採決されており、ミドルセレ後の現在になっても全校が新規約草案の適用を希望しているという状況を鑑みれば加盟員の多くはこれが適用されるという認識でミドルセレに臨んだと考えて良いと思われる。従ってその認識にたって新規約草案を適用するのが最も公平である。

松浦：全員の意見を待つという方針だったが、各校へのアンケート結果と幹事の意見表明から明らかに新規約草案の適用が加盟員の総意と見なされることおよび、議題の緊急性を鑑みて全員の意見を待たずに結論を出すこととする。

幹事会の決定としては、新規約草案の適用を諮問委員会に申し入れるということとする。今後、幹事長から諮問委員会に新規約草案を使って推薦を行ってほしい旨の回答を送り、また、幹事会の決定についてメールで加盟員に知らせる予定である。

以上